2012.09.18

ミャンマー法務事情(2) - 入国管理

1. ヤンゴンに行って来ました!

6月18日号でミャンマー法務事情(1)外国投資法についてご紹介致しましたが、そのきっかけとなった、大学教授の言葉に従い、8月下旬、ミャンマー第1の都市ヤンゴン(旧ラングーン)を訪れました。軍政の危険、衛生状態への不安から、おっかなびっくり足を踏み入れたヤンゴンは、ダウンタウンのごく一部を除いては、清潔で、大きな公園などが整えられた、本当に美しい街でした。敬虔な仏教徒が大半を占め、街の中心にそびえ立つシェダゴン・パヤー(パゴダ)(ガイドによると98メートルの高さ)は、黄金の箔で覆われ、夕刻涼しくなると老若男女が訪れ、私達とも何となく微笑みを交わします。私達も言われた通り、境内を裸足で時計回りにお参りしました。

タクシーに乗ると皆スマホを持っていて、その内の一人からはスーチーさんの写真を見せられます。美しくて、変わらず若い彼女は、ミャンマー国民の「お母さん」なのだそうです。

唯一困ったのは停電が頻繁にあることで、最新の空港に降り立ちエスカレーターに乗った直後にガクンと止まったのには驚きました。インフラ整備にはまだ数年はかかるとの印象はぬぐえません。

2. 2008年ミャンマー連合共和国憲法

大阪大学に留学し、その後 15 年間弁護士活動をしているというミャンマーの女性弁護士と、やはり 15 年に亘りヤンゴンで働く米国人弁護士に会って様々な話を聞き、資料をもらいました。二人とも、もうミャンマーはこれまでのような強固な軍政かつ鎖国状態に戻ることはないと言います。

私達も滞在中にそれを実感しました。ヤンゴンだけでなく、東南アジアの町々では車道で物を売る人達に出会います。ヤンゴンではよく地図を売っていました。地図は確かに軍事的には大事な情報を含み、それが車道で売られているというのは、一つ軍政からの脱却の証拠かもしれません。また、私達が最終日空港に向かう道で売りつけられたのは、なんと 2008 年に成立した新しい憲法の英語版だったのです。東南アジアの街をたくさん訪れましたが、憲法条文を道ばたで買ったのは初めてです。

この憲法の制定により、国会の開催、選挙の実施、そしてスーチーさん率いる NLD の補欠選挙参加と続きました。2008 年憲法は、一気に民主化するミャンマーの礎となったようです。第3条に、多人種国家であること、第5条に、その主権は国民に有ることを宣言しています。第6条には憲法の基本原理として連合国の分裂の防止、多党による民主主義、正義及び自由、平等の強化を謳っています。但し同時に国防軍が国家の政治的な主導に参加することを認めていて、シヴィリアンコントロールは無いようです。

最後のフロンティアとして魅力あふれるミャンマー、その法制は軍政前に遡るものも多いのですが、滞在中に得た資料から数回に分けて様々な法律をご紹介致しましょう。今回は、まずビジネスを始めるにあたって必要な外国人の滞在に関する法律です。

3. 出入国管理

(1) ビジネスビザの発行

1947年出入国管理法によれば、外国人は、ミャンマーに入るためには必ずビザを要求されます。

ビジネス、社会活動の為の入国には、目的に合ったビザを、ミャンマー外務省や在外の大使館、領事館で発行してもらう必要があります。ビジネスビザの発行の為には、ミャンマーに存する関係機関のスポンサーレターが必要です。このビザで 10 週間の滞在が可能となります。数次のビジネスビザを発行してもらうには、ミャンマーに設立されている会社の有効な登録証、貿易許可証及び取締役及び執行役員のリストなどのコピーを添付する必要があります。数次のビジネスビザは通常 6 カ月の滞在を認めるものが発行されます。

(2) 長期滞在ビザ

ミャンマーには労働許可(Work Permit)の概念は有りませんが、長期滞在の為には、滞在許可(Stay Permit)と数次特別再入国ビザを取得する必要があります。

滞在許可を得るためには、ミャンマーに設立されている外国会社から、関係する省に宛てた推薦状が必要です。政府とのビジネスを行っていない会社であれば、商務省に推薦状の発行を申請します。

滞在許可を得るにはまず関係する省への推薦状発行申請をし、次に出入国管理及び人口省 (Ministry of Immigration and Population) の出入国及び国家登録局 (Immigration and NationalRegistration Department) (INRD) に滞在許可申請をすることになります。

(3) 外国人登録証

90日間以上続けてミャンマーに滞在する外国人は、INRD に外国人登録をする必要があります。

本レポートは、ミャンマー情報省発行の 2008 年憲法、DFDL メコン法務会社発行の 2011 -2012 Legal, Tax & Investment Guide を参考にさせていただきました。次のミャンマー 法務事情では、労働法について、ご紹介したいと思います。

執筆者 弁護士法人 苗村法律事務所 所長 弁護士 苗村博子

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。